# 本号で公布された法令のあらまし

**◇環境省設置法の一部を改正する法律**（法律第二十二号）（環境省）

1　地方環境事務所の局への名称変更

環境省の地方支分部局である地方環境事務所の名称を「地方環境局」に改める。（第十二条関係）

2　内部組織についての政令委任

地方環境局の内部組織を、現行の環境省令から、政令で定めるものに変更する。（第十二条関係）

3　施行期日等

⑴　この法律は、令和八年七月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　その他関係法律について所要の改正を行う。

---

**◇化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第百七十一号）（経済産業省）

1　第一種特定化学物質に関する規定

第一種特定化学物質として、次に掲げる化学物質を追加する。（第一条第一項関係）

⑴　長鎖ペルフルオロアルカン酸又はその塩

⑵　長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質

⑶　クロルピリホス

⑷　ＭＣＣＰ

2　審議会等への意見聴取に関する規定

厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、1⑵の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第十一条の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる審議会等の意見を聴くものとする。（第一条第二項関係）

3　輸入を禁止する製品に関する規定

第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、1⑴、⑵又は⑷について潤滑油等を、1⑶について木材用の防虫剤を定める。（第七条関係）

4　技術上の基準等に従わなければならない製品に関する規定

取り扱う場合に技術上の基準等に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品として、1⑴及び⑵について、当分の間、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を定める。（原始附則第四項関係）

5　附則

⑴　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この政令の施行に伴う所要の経過措置について定める。（附則第二項及び第三項関係）

---

**◇資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第百七十二号）（金融庁）

資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第六十六号）の施行期日は、令和八年六月一日とする。

---

**◇資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令**（政令第百七十三号）（金融庁）

第１　資金決済に関する法律施行令の一部改正

1　履行保証金保全契約等を締結することができる履行保証人適格者の範囲を定める。（第十六条関係）

2　電子決済手段等取引業者及び暗号資産交換業者に対して国内に保有すべきことを命ずることができる資産の範囲を定める。（第十九条の十二、第二十条の三関係）

3　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関して、登録の拒否に係る事項、利用者から金銭等の預託を受けること等のできない者の範囲及び特定電子決済手段等取引契約に係る業務の内容について広告等を行う場合に利用者に表示すべき事項を定める。（第二十条の五～第二十条の七関係）

4　その他所要の規定の整備を行う。

第２　その他関係政令の一部改正

特定商取引に関する法律施行令、中小企業信用保険法施行令、株式会社日本政策金融公庫法施行令及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令について、所要の規定の整備を行う。

第３　経過措置

資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第六十六号。以下「改正法」という。）の規定による改正後の資金決済に関する法律（以下「新資金決済法」という。）第六十三条の二十二の二の登録を受けようとする者は、改正法の施行の日前においても、新資金決済法第六十三条の二十二の三の規定の例により、その申請を行うことができるものとする。

第４　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、改正法の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。（附則関係）

---

**◇金融商品取引法施行令の一部を改正する政令**（政令第百七十四号）（金融庁）

1　有価証券とみなさない特定信託受益権の範囲の拡大等

⑴　有価証券とみなさない特定信託受益権の要件を、受託者が信託契約により受け入れた金銭の総額のうち預貯金により管理する額の当該金銭の総額に占める割合が一定の割合以上であること、当該金銭の総額のうち当該預貯金により管理する額以外の額を一定の国債証券等の債券の保有により運用するものであること等とする。（第一条の二関係）

⑵　認定投資者保護団体の特定認定業務に、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の行う特定電子決済手段等取引契約の締結の媒介業務に対する苦情の解決等を追加する。（第十八条の四の十七第五項関係）

2　インサイダー取引規制に係る親会社の範囲の見直し

インサイダー取引規制に係る親会社を他の会社の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配している会社とする。（第二十九条の三第一項関係）

3　施行期日等

⑴　この政令は、令和八年六月一日から施行する。ただし、2に係る規定は、同年七月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　所要の経過措置を定める。（附則第二項関係）

---

**◇電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第百七十五号）（総務省）

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行期日は、令和八年五月二十七日とすること。

---